

事 務 連 絡
平成 23 年 10 月 21 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて(その5)

東日本大震災により被災した被保険者又は被扶養者に係る一部負担金等の免除及び保険料(税)の減免の取扱いについては、「長期避難世帯」に属する者は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」(平成23年5月2日付け保発0502第3号保険局長通知)及び各課発出の補助金交付要綱等(以下「関係通知等」という。)により、一部負担金等の免除又は保険料(税)の減免を行った場合の財政支援の対象としているところです。

今般、「長期避難世帯」について、宮城県から別添のとおり公示がされ、該当区域が追加・解除されました。

認定が解除された区域については、認定の解除後も、関係通知等で定める期限までの間において、長期避難世帯に属する者と同等の者として、一部負担金等及び保険料(税)の減免措置を継続した場合には、当該措置に対する国からの財政支援の対象となります。今後新たに、他の区域の認定が解除された場合も、同様の取扱いとします。

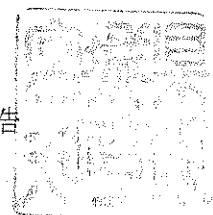
これらについて、貴管下保険者及び被保険者等に対して周知いただくとともに、貴管下保険者において、新たに認定された地域、認定が解除された地域それぞれについて、適切な取扱いがなされるよう御配慮願います。

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年8月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 長期避難世帯の所在する区域

石巻市雄勝町船越字石峰山1番地7, 11から13まで, 17, 20, 22, 27, 30及び31並びに船越字天王山22番地, 6, 24番地4, 5, 26番地8及び9

2 長期避難世帯となった日

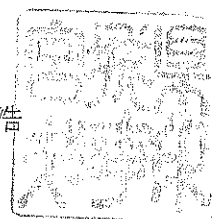
平成23年3月11日

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年8月31日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



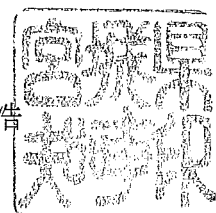
- 1 長期避難世帯の所在する区域
亘理郡山元町浅生原字下宮前76番127から133まで、269、270及び316並びに高瀬字西山下1番5から8まで、20、21、42から46まで、57及び58、5番2並びに10番8
- 2 長期避難世帯となった日
平成23年3月11日

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年10月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 長期避難世帯の所在する区域

多賀城市鶴ヶ谷二丁目19番24号、笠神五丁目5番39号及び41号並びに6番1号、八幡二丁目11番40号、大代二丁目4番20号及び27号、大代四丁目15番10号から19号並びに八幡字砂押の全部

2 長期避難世帯となった日

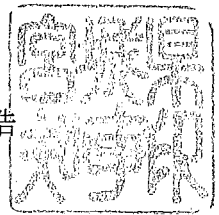
平成23年3月11日

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯に対する被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）の認定を解除する。

平成23年10月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 長期避難世帯の認定を解除する区域

牡鹿郡女川町出島字出島，出島字合ノ浜，出島字寺間，出島字別当浜，出島字高森山及び出島字垣山の全部

2 長期避難世帯の認定を解除する日

平成23年10月1日